

ガラスの種類による無窓階の取扱い

ガラスの種類	ガラス全体の厚さ	開口部の種類	無窓階判定 (消防法施行規則第5条の3)			
			足場有り	足場無し		
				窓ガラス用フィルムなし	窓ガラス用フィルムA	窓ガラス用フィルムB
普通ガラス フロート板ガラス 磨き板ガラス 型板ガラス 熱線吸収板ガラス 熱線反射ガラス	厚さ 8.0mm以下 (厚さが6mmを超えるものは、 ガラスの大きさが概ね2㎡以下)	引き違い戸	○	○	○	△
	下かつガラスの天端の高さが、設置されている階の床から2m以下のものに限る。)	F I X	○	○	○	×
網入板ガラス	厚さ 6.8mm以下	引き違い戸	△	△	△	△
	F I X	×	×	×	×	×
線入板ガラス	厚さ 10mm以下	引き違い戸	△	×	×	×
	F I X	×	×	×	×	×
強化板ガラス 耐熱板ガラス	厚さ 5.0mm以下	引き違い戸	○	○	○	△
	F I X	○	○	○	○	×
合わせガラス (2以下の鍵(クレセント錠又は補助錠をいう。) を解錠することにより、開放することができるもの)	フロート板ガラス6mm以下+PVB(ポリビニルブチラール)30mil(膜厚0.76mm)以下+フロート板ガラス6mm以下	引き違い戸	△	△	△	×
	F I X	×	×	×	×	×
	網入板ガラス6.8mm以下+PVB(ポリビニルブチラール)30mil(膜厚0.76mm)以下+フロート板ガラス5mm以下	引き違い戸	△	△	△	×
	F I X	×	×	×	×	×
	フロート板ガラス5mm以下+PVB(ポリビニルブチラール)60mil(膜厚1.52mm)以下+フロート板ガラス5mm以下	引き違い戸	△	×	×	×
	F I X	×	×	×	×	×
	網入板ガラス6.8mm以下+PVB(ポリビニルブチラール)60mil(膜厚1.52mm)以下+フロート板ガラス6mm以下	引き違い戸	△	×	×	×
	F I X	×	×	×	×	×

ガラスの種類	ガラス全体の厚さ	開口部の種類	無窓階判定 (消防法施行規則第5条の3)			
			足場有り	足場無し		
				窓ガラス用 フィルム なし	窓ガラス用 フィルム A	窓ガラス用 フィルム B
合わせガラス (2以下の鍵(クレセント錠又は補助錠をいう。)を解錠することにより、開放することができるもの)	フロート板ガラス3mm以下+PVB(ポリビニルブチラール)60mil(膜厚1.52mm)以下+型板ガラス4mm以下	引き違い戸	△	×	×	×
		F I X	×	×	×	×
	フロート板ガラス6mm以下+EVA(エチレン酢酸ビニル共重合体)中間膜0.4mm以下+PETフィルム0.13mm以下+EVA中間膜0.4mm以下+フロート板ガラス6mm以下	引き違い戸	△	△	△	×
		F I X	×	×	×	×
	フロート板ガラス6mm以下+EVA(エチレン酢酸ビニル共重合体)中間膜0.8mm以下+フロート板ガラス6mm以下	引き違い戸	△	△	△	×
		F I X	×	×	×	×
	網入板ガラス6.8mm以下+EVA(エチレン酢酸ビニル共重合体)中間膜0.4mm以下+PETフィルム0.13mm以下+EVA中間膜0.4mm以下+フロート板ガラス5mm以下	引き違い戸	△	△	△	×
		F I X	×	×	×	×
倍強度ガラス	—	引き違い戸	×	×	×	×
		F I X	×	×	×	×
複層(ペア)ガラス	構成するガラスごとに本表(網入板ガラス及び線入板ガラスは、厚さ6.8mm以下のものに限る。)により評価し、全体の判断を行う。					

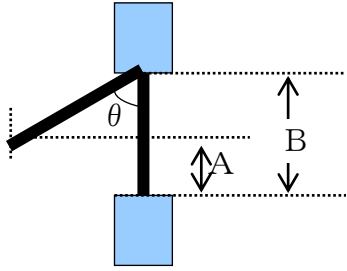
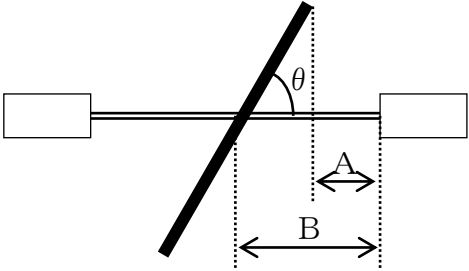
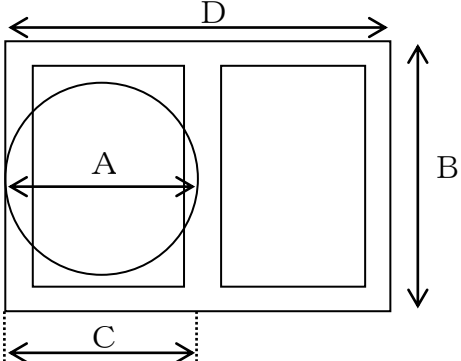
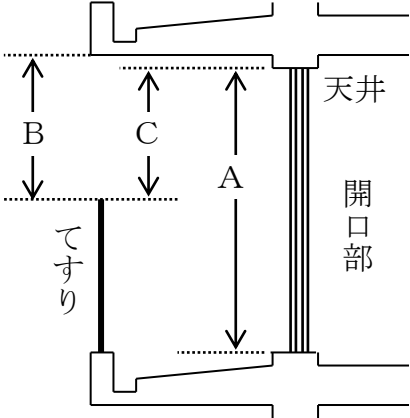
[備考]

- 1 ガラスの厚さの単位は、日本産業規格(JIS)において用いられる「呼び厚さ」の「ミリ」を用いる。
- 2 「足場有り」とは、避難階又は外部バルコニー、屋上広場等破壊作業のできる足場が設けられているもの。またバルコニーとは、建築基準法施行令第126条の7第5号に定める構造以上のもの。

- 3 「引き違い戸」とは、片開き、開き戸を含め、通常は部屋内から開放でき、かつ当該ガラスを一部破壊することにより、外部から開放することができるものである。
- 4 「F I X」とは、はめ殺し窓をいう。
- 5 合わせガラス、倍強度ガラスは、それぞれ JIS R 3205 及び JIS R 3222 に規定するもの
- 6 「1mil」は、1/1000 インチ(約 0.0254mm)をいう。
- 7 「窓ガラス用フィルムなし」は、ポリエチレンテレフタレート（以下「P E T」という。）製窓ガラス用フィルム（JIS A 5759 に規定するもの。以下同じ。）等を貼付していないガラスをいう。
- 8 「窓ガラス用フィルムA」は、次のものをいう。
 - (1) P E T製窓ガラス用フィルムのうち、多積層（引裂強度を強くすることを目的として数十枚のフィルムを重ねて作られたフィルムをいう。以下同じ。）以外で、基材の厚さが $100\mu\text{m}$ (0.1mm) 以下のもの（内貼り用、外貼り用は問わない）を貼付したガラス
 - (2) 塩化ビニル製窓ガラス用フィルムのうち、基材の厚さが $400\mu\text{m}$ 以下のもの（内貼り用、外貼り用は問わない）を貼付したガラス
 - (3) 低放射ガラス（通称 Low-E 膜付きガラス）（金属又は酸化金属で構成された薄膜を施した低放射ガラスであること。）
- 9 「窓ガラス用フィルムB」は、次のものをいう。
 - (1) P E T製窓ガラス用フィルムのうち、多積層以外で、基材の厚さが $100\mu\text{m}$ を超え $400\mu\text{m}$ 以下のもの（内貼り用、外貼り用は問わない）を貼付したガラス
 - (2) P E T製窓ガラス用フィルムのうち、多積層で、基材の厚さが $100\mu\text{m}$ 以下のもの（内貼り用、外貼り用は問わない）を貼付したガラス
- 10 「足場有り」欄の判定は、窓ガラス用フィルムの有無にかかわらず、すべて（窓ガラス用フィルムなし、窓ガラス用フィルムA、窓ガラス用フィルムB）同じ判定であること。
- 11 合わせガラスに用いる E V A（エチレン酢酸ビニル共重合体）中間膜は株式会社ブリヂストン製のものに限る。

[凡例]

- …開口部として取り扱うことができる。
- △…ガラスを一部破壊し、外部から開放できる部分(引き違い戸のおおむね2分の1)
- ×…開口部として取り扱うことができない。

	型 式	判 断
突き出し窓	 <p>(注) θ は、最大開口角度 (0度から 90度)</p>	<p>Aの部分とする。 (注) $A = B (1 - \cos \theta)$</p>
回転窓	 <p>(注) θ は、最大開口角度 (0度から 90度)</p>	<p>Aの部分とする。 (注) $A = B (1 - \cos \theta)$</p>
引き違い窓 (上げ下げ窓を含む)	 <p>(注) 1 A及びC=1/2D 2 Aは、50cmの円の内接又は1mの円の内接</p>	<p>A又はB×Cとする。 なお、次による寸法の場合は、50cm以上の円が内接するものと同程度以上として取り扱うことができる。 B=1m (0.65m)以上 C=0.45m (0.4m)以上 (注) ()内は、バルコニー等がある場合</p>
外壁面等にバルコニー等がある場合		<p>Aの部分とする。 なお、Bは1m以上でてすりの高さは、1.2m以下とする。 (注) バルコニーの幅員は、概ね60cm以上の場合に限る。これによりがたい場合はCを開口寸法とする。</p>